

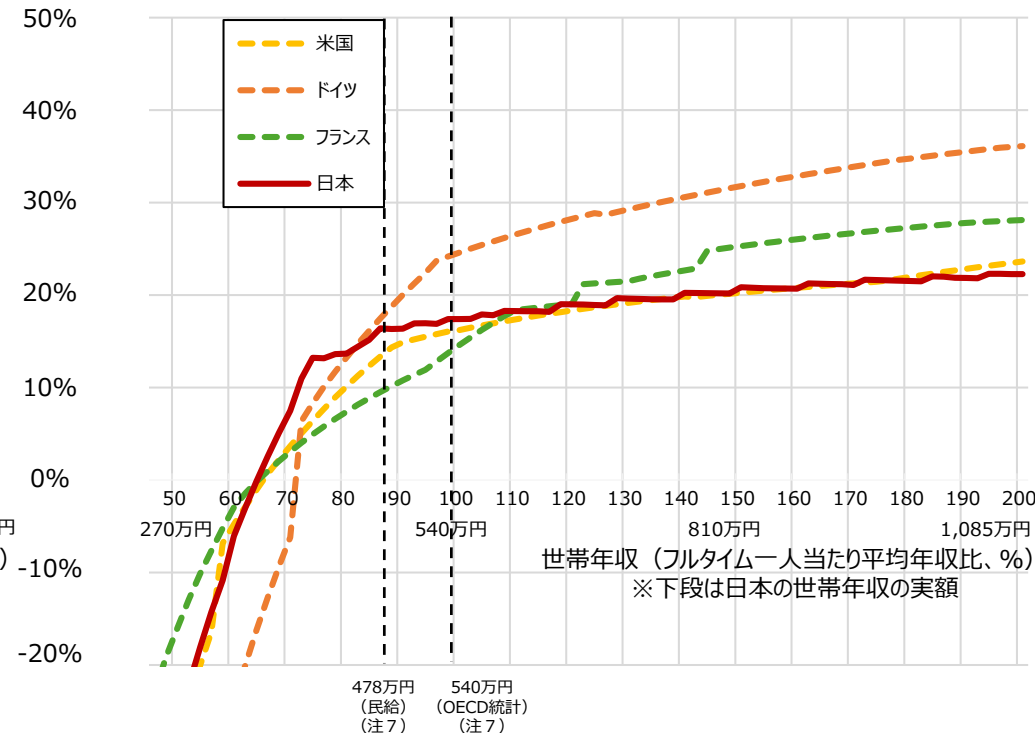
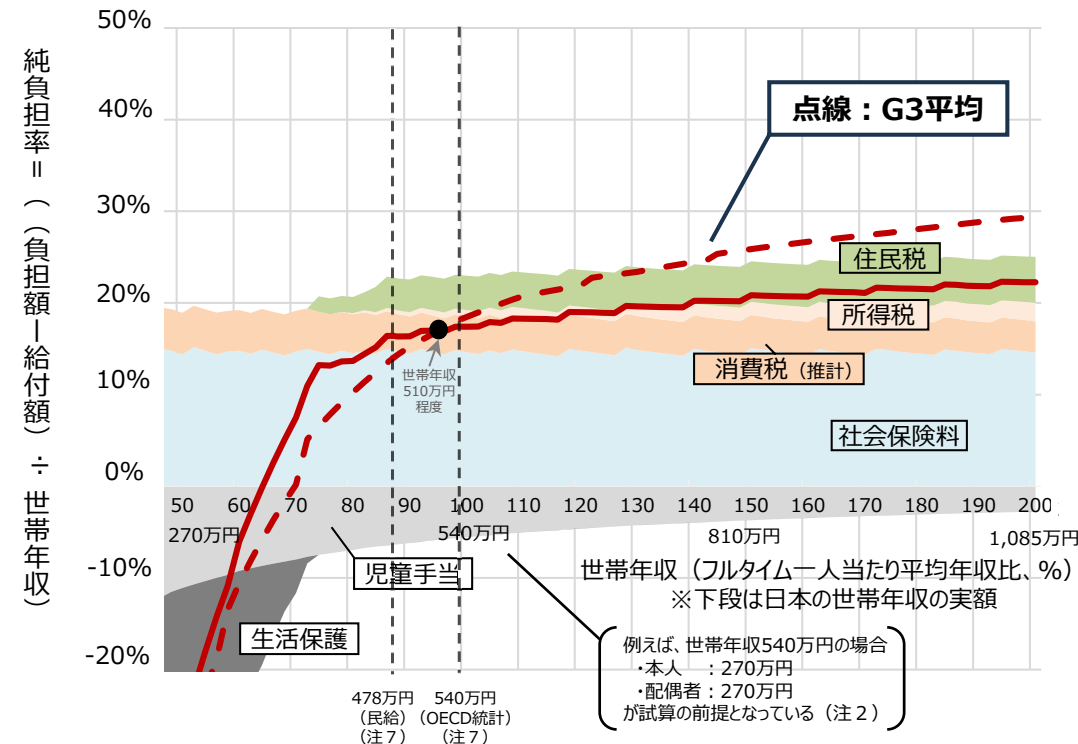
子育て世帯の純負担率（現金給付・国際比較（G3））

夫婦（共働き、被雇用者）
子2人

○ 日本の中低所得の現役勤労者に係る純負担率（（負担額－給付額）÷世帯年収）は、主要国に比べて高くなっている。

G 3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較



（注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

（注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。

（注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

（注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

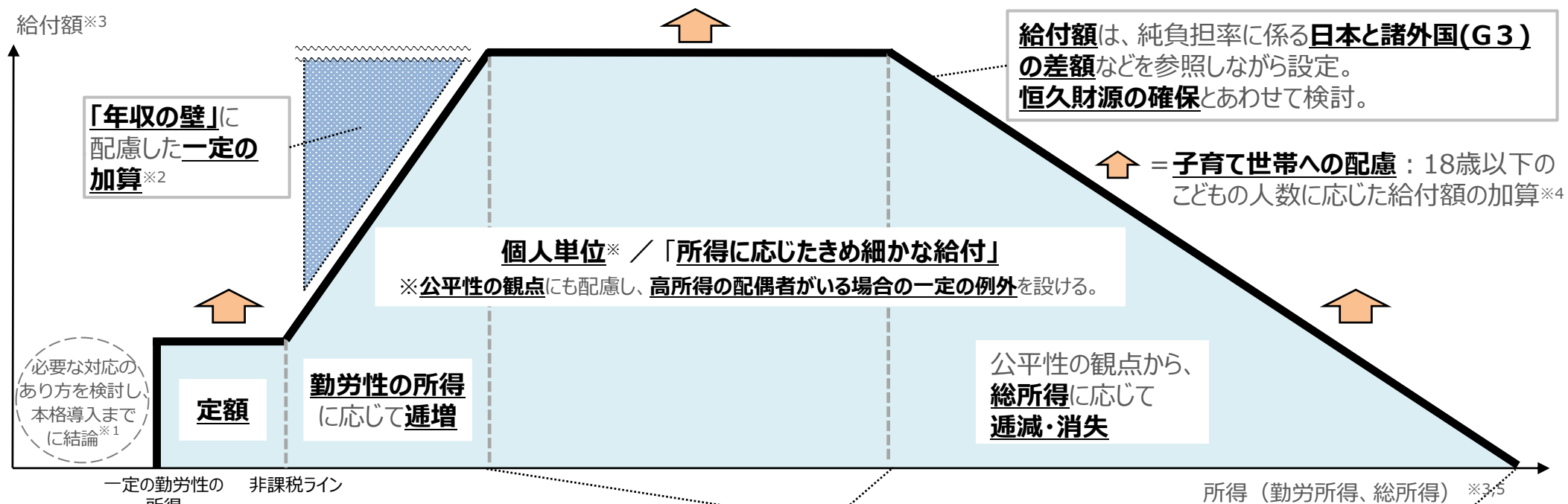
（注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入－個人所得課税－社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

（注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

（注7）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

（出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入のイメージ（中間とりまとめ(案)）



これまでのご意見

- ・被用者保険の適用：所得 約32万円超（収入 約106万円超）※6
- ・給与所得ゼロ：所得 0万円超（収入 74万円超）
- ・雇用保険の適用：（収入 約 53万円超）

給付に係る閾値となる所得水準は、純負担率や純負担額の国際比較等を参照しながら設定。恒久財源の確保とあわせて検討。

※ 給付が消失する水準は、諸外国では概ね平均年収の50%前後。

○ 単身者、個人事業者、フリーランス、高齢者（就労し、純負担が現役並みの中低所得高齢者）も対象。

※1 給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、給付と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要に対応のあり方を財源とともに検討し、可能なものについては令和11年度からあわせて実施できるよう、本格導入までに結論。その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度などの必要に応じた拡充を含め、幅広く選択肢を検討。

※2 「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置。就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め検討。

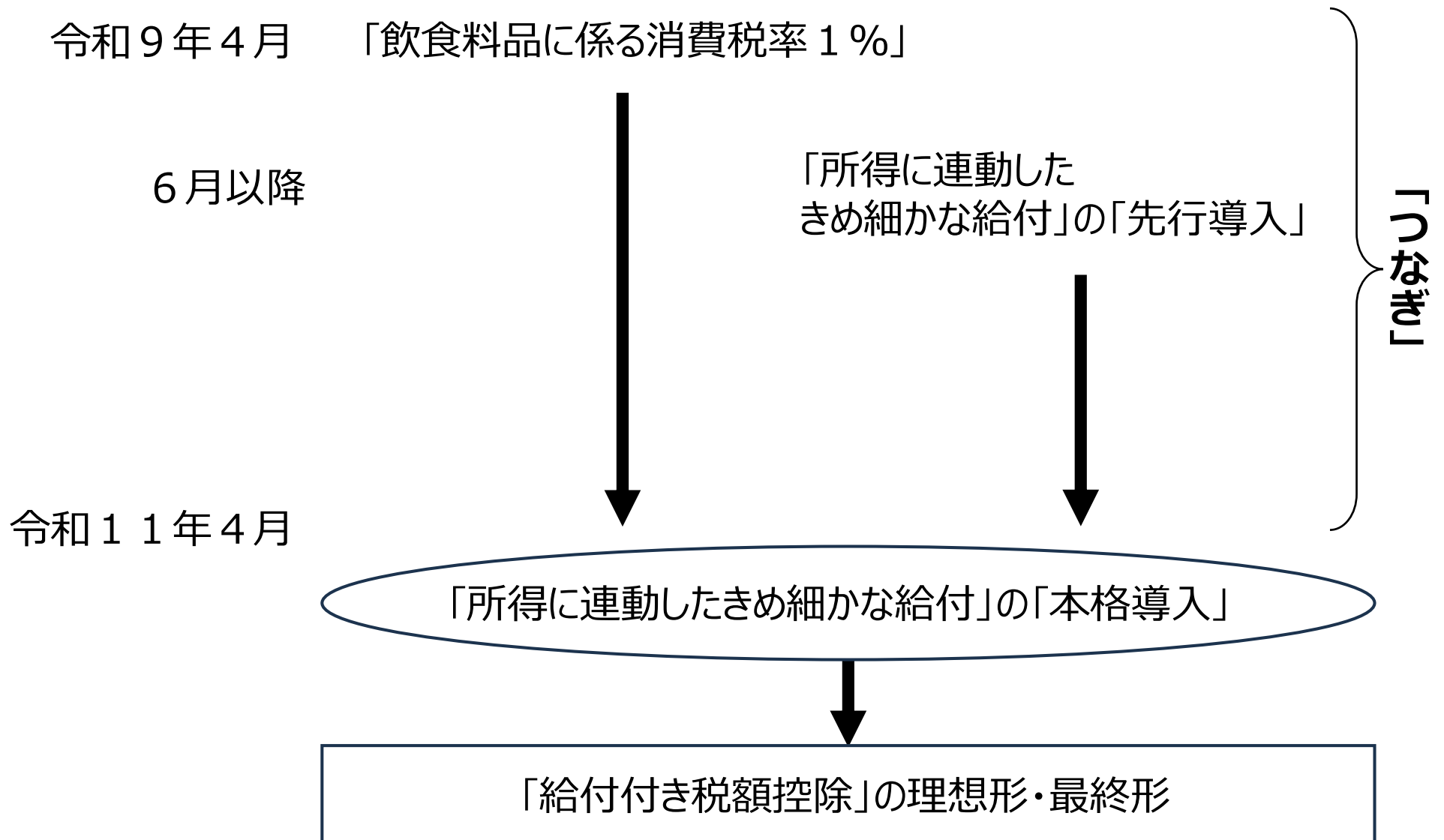
※3 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

※4 子育て世帯に配慮することについては、制度の複雑化に対する懸念から慎重な意見があった。

※5 金融所得については、制度を精緻化する中で対応。預金の利子所得も、遠くない将来の課題として検討。

※6 正社員に比べて時間・日数が4分の3未満の短時間労働者についての要件に関する目安。

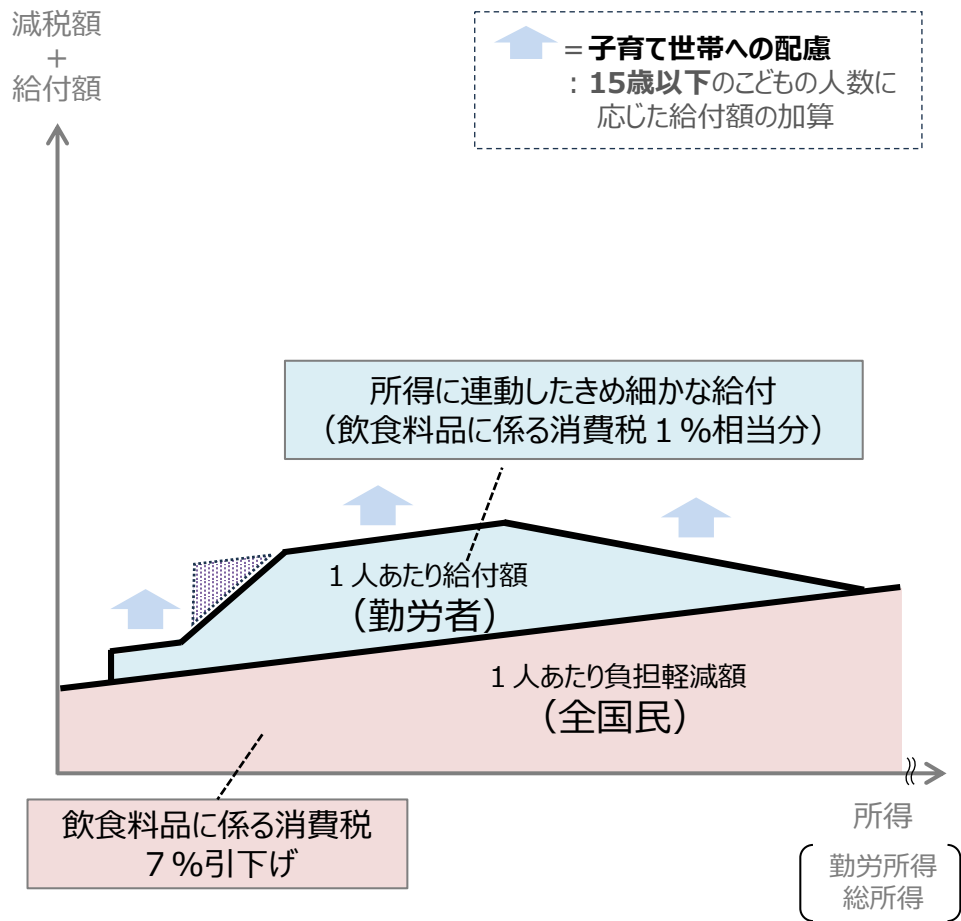
中間とりまとめ（イメージ）



議長案のイメージ

令和9年度～

- ✓ 飲食料品に係る消費税率1%（7%引下げ）
- ✓ 所得に連動したきめ細かな給付の先行導入



令和11年度～

- ✓ 所得に連動したきめ細かな給付の本格導入

